

米国FCPAおよび英国贈収賄禁止法 への日本企業の対応

公認会計士 上村 純

I 捜査当局によるFCPA違反の 取り締まり強化 —日本企業の対策が急務

前号Vol.63（2011年8月・9月合併号）で記載したように、11年7月1日に英国で「贈収賄禁止法」が施行されています。また、米国の「海外腐敗行為防止法（FCPA）」では、米国企業だけでなく日本企業なども摘発されています。最近の例では、日本企業が、欧米のプラント企業3社と共に参画した、ナイジェリアでの液化天然ガス（LNG）プラントプロジェクトの受注に絡み、FCPA違反の疑いで調査され、11年4月に起訴猶予契約を締結した結果、米国司法省に2億1,880万ドル（約175億円）を支払うことで合意した、と報道されています。こうした状況から、腐敗行為防止に関するコンプライアンス体制の整備は、日本企業にとっても緊急の課題となっています。特に、贈収賄が慣習化している国で活動しているグローバル企業や、政府との取引が多い社会インフラ整備、権益取得を伴うビジネスを行っている企業は、自社の潜在的なリスクを理解し、そのリスクに対応したコンプライアンス体制の整備状況を分析し、改善活動を通じて適切な腐敗行為防止に関する社内コンプライアンス体制を構築しておく必要があります。

II 腐敗行為防止に関する コンプライアンス体制の見直し

一般的には、次のような段階で、腐敗行為防止に関するコンプライアンス体制の見直しを進めていくことが考えられます。

- 現在のコンプライアンス体制の整理
- 腐敗行為発生リスクの評価
- リスクとコンプライアンス体制との整合性の分析・評価
- 改善領域の把握および改善活動

多くの企業では、これまでも腐敗行為の発生を防止するための社内体制を整備しています。しかし、これらのコンプライアンス体制が、現時点のビジネス環境に適合したものか、またFCPAや英国贈収賄禁止法などで求められている水準に達しているか、などの観点から分析・評価し、改善を図っていきます。具体的には、まず、ビジネス領域や活動拠点の中で、腐敗行為の発生リスクが高いエリアを正確に把握することがスタートになります。次に、そうしたエリアで、リスクに対応したコンプライアンス体制が備わっているかを分析・評価します。そして、この分析において、腐敗行為の発生リスクと、社内コンプライアンス体制の整備状況が整合していないエリアが認識された場合は、適切な改善を行っ

ていくこととなります。

コンプライアンス体制の見直しで最も重要な点は、腐敗行為の発生リスクを正確に分析・評価することといえます。

III 腐敗行為防止に関する リスク評価のアプローチ

腐敗行為が発生する潜在的リスクは、企業が行っているビジネス、取引先、活動拠点などにより異なります。特に、潜在的リスクが高いビジネスや拠点に対しては、腐敗行為を防止するための、コンプライアンス体制の十分な整備が求められます。腐敗行為防止に関するリスク評価を行う場合、腐敗行為発生時の潜在的リスク評価と、詳細リスク評価に分けて実施することが考えられます。

1. 腐敗行為発生時の潜在的リスク評価

活動範囲が広いグローバル企業の場合は、その企業の中で、腐敗行為が発生する潜在的リスクの高いビジネスや拠点を識別していく必要があります。腐敗行為発生時の潜在的なリスクについて評価する際、次のような取引の有無を把握します。

- 海外でのビジネス（輸出入取引、企業買収・売却活動、投資活動、開発事業など）
- 現地政府関係者との取引（政府および政府所有の事業体、税関、認可機関、税務当局、規制当局への対応も含める）
- 第三者（仲介業者、代理店、コンサルタントなど）を経由した取引
- 合併事業のような現地ビジネスパートナーが介在した取引

また、一般的に腐敗行為が発生しやすい国や地域が認識されているので、そうした国や地域での活動状況を把握します。グループ内のこうしたビジネスや活動拠点を整理することで、潜在的に腐敗行為が発生しやすいエリアを特定していきます。

2. 詳細リスク評価

腐敗行為発生時の潜在的リスクが高いとされたビジネスや活動拠点に対して、適切な社内コンプライアンス体制が備わっているかを詳細に分析・評価する必要があります。日本のグローバル企業では、グループ全体で均一なコンプライアンス体制を構築するのではなく、各活動拠点のリスクに合わせて、拠点ごとに独自でコンプライアンスに対応しているケースが見られます。典型的な例として、グループレベルで整備したコンプライアンスプログラムは概念的なものにとどめ、各拠点で現地法令やビジネス形態に合わせて詳細なプログラムを作成し、対応しているケースです。こうした場合、グループレベルでのコンプライアンス体制の在り方に加え、各拠点のコンプライアンス体制が、企業のビジネスにある潜在的な腐敗行為発生リスクや、現在の国際的な潮流で求められている水準に見合っているかを検討することが必要になってきます。この分析・評価結果から、将来のアクションプランを作成し、改善を実施することになります。

IV おわりに

FCPA違反に関する最近の摘発事例、英国贈収賄禁止法の施行などの状況から、日本企業においても、腐敗行為防止に関するコンプライアンス体制の構築は、重要な経営課題の一つであると考えられます。こうした法令違反での摘発時のダメージと、それに伴う対応コストを考慮すると、適切な腐敗行為防止に関するコンプライアンス体制の構築は、費用対効果の高い予防策の一つといえます。

<お問い合わせ先>

FIDS（不正対策・係争サポート）部
米国FCPA・英国贈収賄禁止法 対策チーム
Tel : 03 3503 1343
E-mail : uemura-jn@shinnihon.or.jp